⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

②　（略）

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ　（略）

④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤　（略）

⑶　（略）

５　（略）

第７・第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

１　法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

２　まさば及びごまさば太平洋系群については、直近の海洋環境の変化等の影響を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。このため、資源管理の方針に関する検討会を開催し、令和10管理年度の開始までに、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を見直す。

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１　特定水産資源の名称

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

⑴　まさば対馬暖流系群　330千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　ごまさば対馬暖流系群　920千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで　実績値

②　（略）

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ　（略）

④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで　実績値

⑤　（略）

⑶　（略）

５　（略）

第７・第８　（略）

第９　その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（新設）

（別紙２―16　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）

第１　特定水産資源の名称

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

⑴　まさば対馬暖流系群　310千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　ごまさば東シナ海系群　109千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）